

ある課の一週間

衆議院法制局は、法制的な知識を基礎としつつ、既存の固定観念にとらわれない柔軟性と構想力を駆使して、国民代表であり、かつ、政策決定権をもつ国会議員である依頼者を、補助者としての立場から適切にサポートする職場です。「ある課の一週間」を例に、その一端を紹介すると……

○月10日(月)

11:30 照会

X党の政策立案スタッフP氏^(注1)から、××制度について、照会。現行の制度やその運用についての調査依頼。本日中に回答が欲しいとのこと。

課の職員で手分けして、参考文献や資料、国会会議録等を調査し、その結果をペーパーにまとめる。

15:00-15:30 照会に対する回答

X党の事務室で、P氏に回答。

現行の制度や運用については、理解して頂いた。

その上で、外国の事例についての調査の依頼を受ける。締切りは1週間後。

17:00-22:00 答弁資料作成

明日は、担当している□□法案の委員会質疑^(注2)。

質問予定議員から続々と質問要旨の通告。

時間が限られているため、迅速な処理が求められる。



○月11日(火)

8:30-9:30 答弁者打合せ

委員会では答弁者となるA議員と、答弁の内容について打合せ。

10:00-12:00 委員会質疑

□□法案の委員会質疑のサポート。

この法案に反対しているY党の議員から、厳しい質問が続く。これに対して、A議員が、制度の趣旨や目的、必要性や意義について、丁寧に答弁。

事前の通告にない質問もあり、緊張の時間。

採決の結果、賛成多数で可決された。



14:00-14:30 修正案の立案依頼^(注3)

Z党(野党)のB議員から、△△法案(閣法)に対する修正案の立案依頼。

△△法案は、今国会の重要法案の一つであり、与野党間での修正協議が見込まれる。

明後日に、与党側に提示する予定とのこと。

15:00-18:30 修正案について課内検討・条文化作業

早速、修正案について、課内で論点を検討し、条文化作業に当たる。

(注1) 各政党には政策立案スタッフがあり、衆議院法制局では、議員や秘書からだけでなく、こうしたスタッフの方々から調査・立案の依頼を受けることも多い。

(注2) 法案の実質的な議論の場は衆参両議院の委員会(委員会中心主義)。答弁に当たる法案提出議員をサポートするために答弁資料を作成するのも、衆議院法制局の重要な仕事。

(注3) 政府提出法案(閣法)に対して、議員から修正(一部手直し)を要求することもある。



○月12日(水)

10:00-11:00 修正案について部長審査^(注4)

昨日立案した修正案について、部長の審査を受ける。
修正の対象となる閣法との関係で総合的に整理できていない点について指摘を受け、一部手直しをすることとなった。

13:30-14:15 修正案について次長審査

一部手直しをした修正案について、法制次長の審査。

15:15-16:00 修正案について局長審査

引き続き、法制局長の審査。

○月13日(木)

8:00-8:30 党の関係会議(担当の法案)^(注5)

議題は、当課で担当している○○法案。取りまとめの中心であるC議員が法案の内容を説明されるので、会議に陪席してそのサポートを行う。

会議の場で出た意見を踏まえ、一部手直しをすることになった。



10:00-10:15 B議員との打合せ(修正案)

昨日、局内の審査を終了した修正案をB議員に説明し、了解を得る。午後に行われる修正協議に陪席するよう求められる。

13:30 本会議

一昨日、委員会で可決された□□法案が本会議で可決される。来週は参議院での審議が控えている。

15:00-15:45 △△法案の与野党間の修正協議に陪席①

B議員から、修正案の内容について説明。

与党側の担当者であるD議員からは、持ち帰って党内で検討する旨の回答。

16:15-16:30 D議員との打合せ(修正案)

B議員から提示された修正項目のうち、与党として受け入れられる項目に限定した内容で修正案を作成するよう依頼を受ける。このように、与野党双方から依頼を受けることも少なくない。



16:45-18:00 修正案の作成

D議員の依頼に従い、修正案の作成作業。その上で、順次、部長、次長、局長に報告し了解を得る。

○月14日(金)

10:00-10:30 与野党間の修正協議に陪席②

D議員から、与党側の回答として、修正案が提示される。

B議員としては、前日の要求が一部取り入れられたことを評価し、D議員が提示した案を受け入れることとなった。

14:30-17:00 法案の手直し

○○法案について、昨日の会議で他の議員から出た意見を踏まえ、法案を手直しする。

18:00 業務終了

今週は、委員会質疑や修正案の立案があり、慌ただしい一週間だった。ここで一句。

「週末は 六法全書も ひとやすみ」

(注4) 課内で作成された条文案は、部長審査→次長審査→局長審査を受けることになる。この過程であらゆる観点から厳しい審査を受ける。

(注5) 法案が国会に提出されるまでには、提出者となる議員が所属する政党の手続を経ることが一般的である。